多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する文部科学省における取組について

１．教育の場における支援体制の状況

（１）小・中・高等学校等における相談や心理的ケアのための体制整備等＜参考資料１＞

・各学校で心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の教職員が一体となって相談に乗る、関係機関と連携するなどの適切な措置を実施。

・教育委員会等におけるＳＮＳ等を活用した相談体制の構築に対する支援を実施。

（２）大学における取組促進、防止対策の徹底促進　＜参考資料２＞

・各大学において相談窓口を設置。（全大学の 100%）

・各大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じ、就職活動中のセクハラを含め、相談体制の事例等を周知。

２．個別課題への取組状況

（１）AV 出演強要・JK ビジネスに関する取組＜参考資料３＞

・性的な被害に関する相談への対応を充実すること等を求める通知を教育委員会や大学等に発出するとともに、警察庁等とも連携し相談窓口等を記載した啓発資料の作成・配布を実施。

（２）若年妊娠に関する取組

・生徒が妊娠した場合には学校の教職員が一体となって相談に乗ることや、教育上必要な配慮を行う等の適切な措置を求める通知を発出。（平成 30 年 3 月）

（３）セクシュアル・ハラスメントに関する取組＜参考資料４＞

○教育の場における取組

・男女雇用機会均等法におけるセクハラに関する雇用管理上の措置等について各都道府県・指定都市教育委員会宛に周知。（平成 30 年 7 月）

・各年度において、わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況を含む公立学校教職員の人事行政状況について調査。

・児童生徒に対するわいせつ行為等の非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うよう各任命権者に指導。

・独立行政法人教職員支援機構が実施する教職員等中央研修において、学校におけるわいせつ行為等の未然防止及び事案発生後の対応の在り方について学ぶ演習を実施。

○スポーツ分野における取組

・スポーツ団体による職員・指導者等に対するコンプライアンス教育の実施、通報制度の整備等の組織体制の構築等を盛り込んだ「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定（中央競技団体向けは本年 6 月に策定。一般スポーツ団体向けは 8 月頃策定予定。）。

・スポーツ団体ガバナンスコード遵守に向けた専門家によるコンサルティングの実施、効果的なコンプライアンス教育の手法の開発等により、各スポーツ団体による取組を促進。

（４）その他

○困難を抱える女性への学びの機会の提供に関するモデル開発＜参考資料５＞

・「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」において、困難を抱える女性への学びの機会の提供についてのモデル開発を実施。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額6,460百万円
（前年度予算額 6,052百万円）

文部科学省

スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額　4,738百万円
（平成30年度予算額4,569百万円）補助率：1/3

スクールカウンセラー：児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者　（臨床心理士等）

学校教育法施行規則　第65条の2
スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:27,500校

①全公立小学校に対する配置 17，500校（16，700校）
②全公立中学校に対する配置 10，000校（10，000校）

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員（養護教諭等）＞

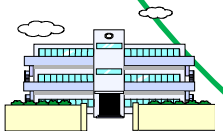

③貧困・虐待対策のための重点配置　1，400校（1,000校）
④不登校支援のための教育支援センターの機能強化
250箇所（250箇所）

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額　1,722百万円
（平成30年度予算額1,484百万円）補助率：1/3

スクールソーシャルワーカー：福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

学校教育法施行規則　第65条の3
スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:10,000人

①小中学校のための配置　10，000人（7，500人）

＜教育委員会等＞

②貧困・虐待対策のための重点配置　1，400人（1，000人）
③高等学校のための配置　47人（47人）
④質向上のためのSV配置　47人（47人）

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

＜家庭＞

＜福祉関連機関＞

※（　　）は前年度

参考資料1

ＳＮＳ等を活用した相談事業

2019年度予算額　２１０百万円
（前年度予算額：５０百万円）

文部科学省

＜背景＞

○　いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。

○　また、座間市におけるＳＮＳを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。

○　スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、ＳＮＳが圧倒的な割合を占めるようになっている。

（参考）
Ｈ29年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間（Ｈ30.7総務省情報通信政策研究所調査）
10代：携帯通話0.6分、固定通話0.3分、ネット通話4.0分、ソーシャルメディア利用54.0分、メール利用17.8分

＜事業概要＞ ①ＳＮＳ等を活用した相談体制の構築に対する支援
②ＳＮＳ等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（新規）

○事業形態：①補助事業（補助率：定額）　②委託事業

○実施主体：①原則、都道府県・指定都市
※　但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。
②民間団体等

○実施箇所：①30箇所　②1団体

○事業内容：

・相談対象者　：原則、児童生徒

・相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。

・実施内容　：

①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。（既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。）

②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行いつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談

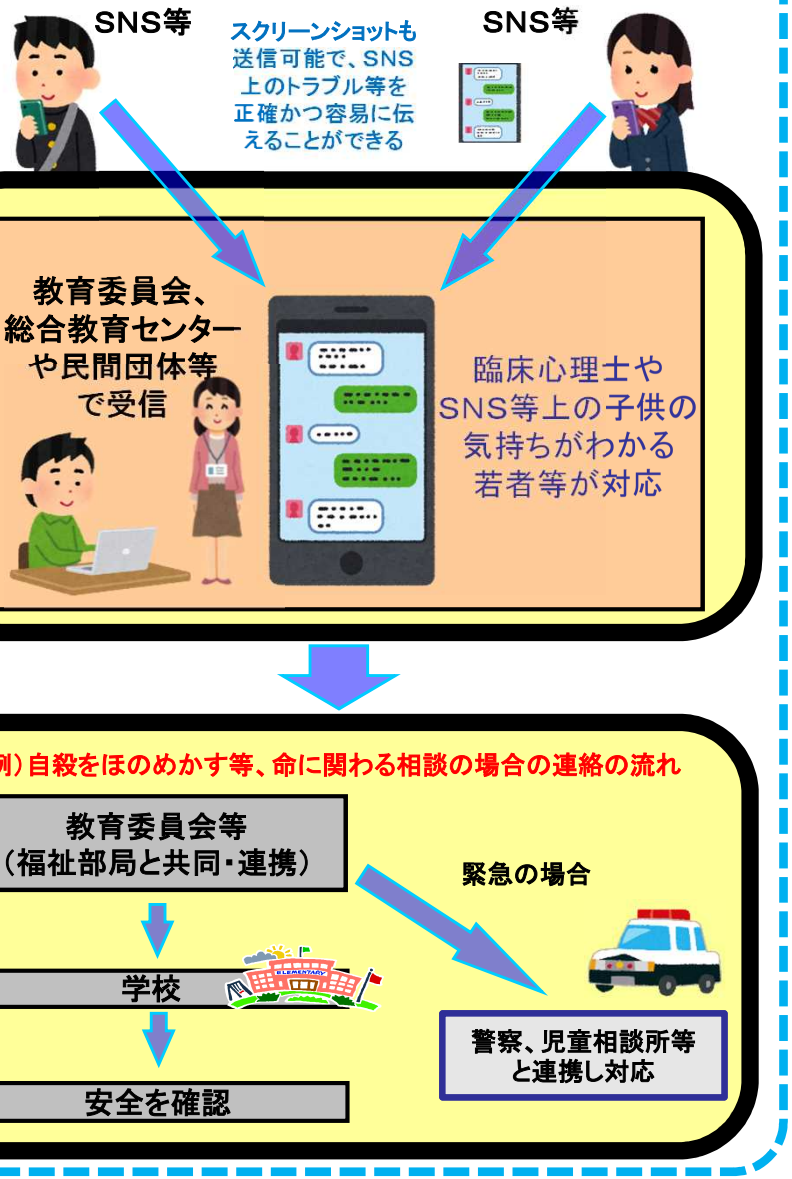

さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学

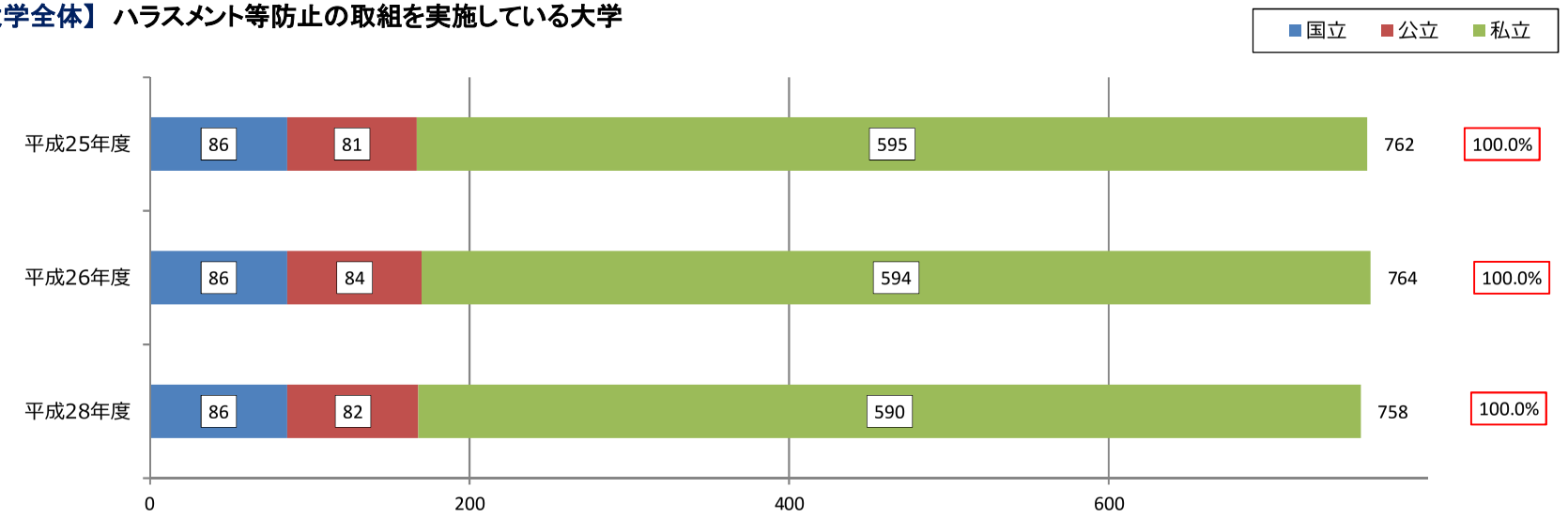

【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置 （平成28年度）

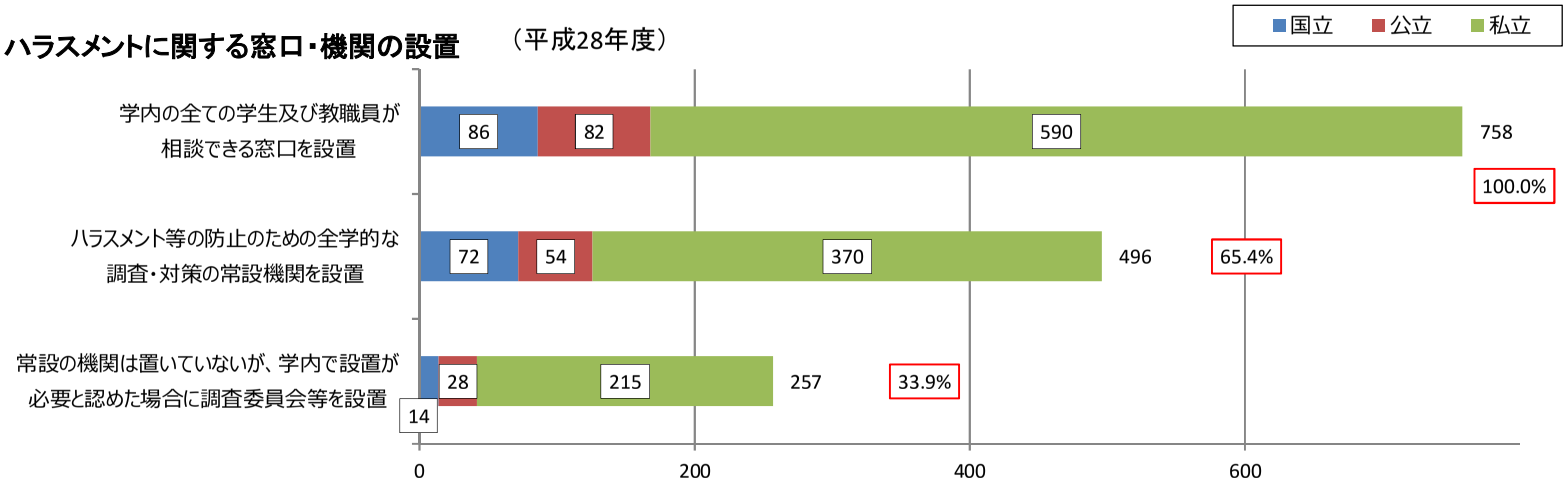

※セクシャル・ハラスメント等には，アカハラ，パワハラ等を含む。
※平成27年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

出典：「平成28年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

参考資料2

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか，学内相談員に相談しにくい場合への対応として，相談サービス・コンサルタント会社と契約し，専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

〇利用者　教職員，学生等（匿名・実名対応可）
〇相談員　精神保健福祉士，臨床心理士等
〇手　段　電話：月～金(12～21時)，土(9～17時) ※年末年始、日祝は除く
　　mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し，コンプライアンス事案のほか，ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

〇利用者　教職員，学生等（匿名・実名対応可）
〇相談員　弁護士
〇手　段　電話：月～金(12～19時) ※年末年始,土日祝は除く
　　mail：24時間　等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し，また学外のNPO法人と契約し，専門の相談員を配置するなど，相談活動，啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

〇構成員　センター長，副センター長，専門相談員
〇利用者　教職員，学生等（匿名・実名対応可）
〇手　段　開室：火，木，金(10～16時45分）※祝日は除く
　　mail：24時間　等

参考資料３

AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。

4月は「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」です！

近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な被害に遭ったりする問題が発生しています。特に４月は、生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることが予想されます。そのため、**4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」としました。**

こうした問題に関する政府の情報サイトが開設されています。もし、困っている場合は、下記ＵＲＬを参照いただくとともに、最寄りの警察署の他、裏面にある相談窓口に連絡してください。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

●JKビジネスの被害事例

「ＪＫビジネス」店で稼働する被害者（女子高校生）に対して、客が支払うコース料金の大半を店側が徴収しつつ、遅刻、無断欠勤には罰金を科して管理するなど、裏オプションとして性交等をしなければ金を稼げない状況にして、客と性交等をさせていた事例。

●AV出演強要問題の被害事例

アイドルの格好をするコスプレモデルをインターネット上で募集し、連絡してきた被害者（女子高校生）を美容室に連れて行きヘアセットをした後に、撮影スタジオに連れて行き、身分証明書を持たせた姿を撮影。更に「実技OKです」等と書かされた上でAV出演を強要。

被害者（女子高校生）が出演を拒否すると「美容代金を返せ。弁護士がいる。大変なことになるぞ。」などと迫り、AVに出演させられた事例。

文部科学省

お問い合わせ 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 男女共同参画学習室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2　電話：03-5253-4111（内線 3073）　FAX：03-6734-3719

相談窓口一覧

警察相談専用電話

連絡先 ☎ #9110（最寄りの警察署でも受付可）

発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心情・境遇などに配慮しながら相談に対応。

日本司法支援センター（法テラス）

連絡先

1 法テラス・サポートダイヤル
☎ 0570-078374　（IP電話） 03-6745-5600

2 多言語情報提供サービス
☎ 0570-078377
対象：外国語を話される方
（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）

3 全国の法テラス事務所（法テラス・サポートダイヤル又はウェブサイトで最寄りの事務所を御確認ください）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介。

違法・有害情報相談センター

連絡先 インターネット上の相談フォーム
URL：http://www.ihaho.jp/

インターネット上の違法・有害情報に関する相談について、アドバイス等をメールで行う相談窓口。（総務省支援事業）

子どもの人権110番（法務局）

連絡先 ☎ 0120-007-110

子どもの人権問題に関する相談窓口。人権侵害の疑いのある事案について、関係機関と連携するなどして、被害の救済を図る。

児童相談所

連絡先 ☎ 189 ※最寄りの児童相談所につながります。

児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する家庭、その他から、子どもが有する問題等について相談に応じ、必要に応じた措置を行う。

女性の人権ホットライン（法務局）

連絡先 ☎ 0570-070-810

女性の人権問題に関する相談窓口。人権侵害の疑いのある事案について、関係機関と連携するなどして、被害の救済を図る。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口

連絡先 性犯罪被害相談電話全国共通番号
☎ #8103（ハートさん）
URL：https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html

性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103）を導入したもの。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。

その他

上記の相談窓口に加え、以下の機関等でも相談が可能です。

婦人相談所	連絡先 最寄りの自治体にお問い合わせください。	各都道府県に設置。要保護女子への相談対応や一時保護等の他、配偶者からの暴力・ストーカー・人身取引等の被害者への支援を実施。
女性センター（男女共同参画センター等）	連絡先 それぞれの女性センターにお問い合わせください。	女性に対する暴力を始め、女性が抱える様々な問題に関する情報提供や相談対応等の支援を実施。（施設によって対応内容が異なります。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。）
総合労働相談コーナー	連絡先 各都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。	あらゆる労働問題への相談にワンストップで対応。労働関係法令違反が疑われる場合は行政指導等の権限を持つ部署に取り次ぐ。

スポーツ団体のガバナンス強化のための新たな仕組み

＜「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日）等＞

○ スポーツ庁は、コード策定主体として、 審査の実施状況や不祥事事案に係る対応等を確認。必要に応じて改善を求める。
○ (公財)日本ｽﾎﾟｰﾂ協会、(公財)日本ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ委員会、(公財)日本障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会は、審査基準の設定や審査の実施状況等について協議、報告、情報共有。
○ (独)日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰは、モニタリング結果や第三者相談・調査の活用状況等をフィードバック。
※ 上記の**結果を公表して、透明性を確保**

スポーツ政策推進に関する円卓会議

スポーツ庁

◆「スポーツ政策推進に関する円卓会議」を主宰
◆**スポーツ団体ガバナンスコード（コード）を策定**
◆コードに基づく**「自己説明-公表」の促進**

(独)日本スポーツ振興センター (JSC)

◆中央競技団体に対する**モニタリング**
◆**第三者調査が必要となる不祥事事案の際「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル(仮称)」を設置**し、調査支援を実施

(公財)日本障がい者スポーツ協会 (JPSA)

◆加盟団体に対する指導助言、支援
◆審査結果の公表
◆加盟団体への指導、処分　など

JPSA、JOC、JSPO共通加盟の団体は**共同で審査**を実施

4年ごとのサイクルでコード適合性に係る審査

中央競技団体

◆年１回、「自己説明-公表」

(公財)日本スポーツ協会 (JSPO)

◆加盟団体に対する指導助言
◆審査結果の公表
◆加盟団体への指導、処分　など

JSPO、JOC共通加盟の団体は**共同で審査**を実施

4年ごとのサイクルでコード適合性に係る審査

中央競技団体

◆年１回、「自己説明-公表」

(公財)日本オリンピック委員会 (JOC)

◆加盟団体に対する指導助言
◆審査結果の公表
◆加盟団体への指導、処分　など

参考資料４

スポーツ界のコンプライアンス強化事業

（前年度予算額：16,479千円）
2019年度予算額：29,090千円

事業概要

◆ **スポーツ界における透明性・公平・公正性はスポーツ活動の基盤**。しかしながら、昨今、スポーツ選手のコンプライアンス（法令順守）違反が発生。各スポーツ団体においてノウハウや人材が十分でないことが喫緊の課題。
◆ クリーンでフェアなスポーツ界の実現に向け、**スポーツ団体のガバナンス強化**やスポーツ選手等に向けた**コンプライアンス教育の普及**、スポーツ団体に対する**モニタリング体制の構築**を行う。

スポーツ界のガバナンス強化の推進

スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を示したスポーツ団体ガバナンスコードに基づき、統括スポーツ団体による定期的な適合性審査の仕組みが導入されること等を踏まえ、スポーツ団体ガバナンスコード遵守に向けた**専門家によるコンサルティング**等を行い、**課題・リスクの把握、解決策の提示**を行うことにより、**他のスポーツ団体の参考となるモデルケースを創出**する。

コンプライアンス教育の普及

コンプライアンス教育を企画・実施するスポーツ団体に対し、専門家によるコンサルティングや講師派遣等を行うことにより、**効果的なコンプライアンス教育の手法の開発**を行う。

モニタリング体制の構築

国内スポーツ団体の定期的なモニタリングとスポーツ団体評価を実施するため、**モニタリング指標の開発・高度化**を行う。

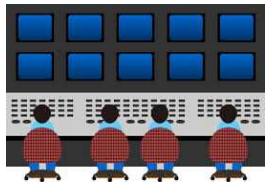

スポーツ界のコンプライアンスの強化
クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業

2019年度予算額　32百万円
（前年度予算額　37百万円）

文部科学省

•女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

女性が「学び直し」を通じて復職・再就職しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりを行うとともに、離職女性のキャリア形成に向けた意識を醸成するため、子育て等で離職中の女性向けに、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等や、学びの場への効果的な誘導方策等を検討することで、女性活躍に係る裾野を拡大することが必要。

人生１００年時代を迎える中で、女性が自分の個性を最大限発揮しながらキャリアを築いていくとともに、個人の可能性を引き出すための学びの充実が必要不可欠

有識者会議

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、ＮＰＯ、関係団体、産業界等の有識者からなる有識者会議において、男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する検討を行う。

実証事業

【実施体制】

男女共同参画センター等が地域の関係機関と連携

モデル構築のため実証事業を実施

【事業内容】

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みのモデル構築のため、取組の実施プロセスや連携体制、地域におけるニーズや課題を検証・分析

- ▶ 男女共同参画センター等におけるリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方を検討
- ▶ 実践的な職業教育や起業教育、就労支援等を総合的に提供するプラットフォームを形成

▼ 2019年度拡充

学びの入口へ誘導するために効果的な広報の方法・内容等の検証（実証事業の拡充）

子育て等で離職中の女性を対象として、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報を展開。

特に、子育て中の女性の生活動線に合わせたアウトリーチ型の広報を中心に検証し、実際に学びへの動機付けや意識醸成につながる効果的な広報の方法・内容等を検証。

➡ 左記の一体的仕組みと併せて実証

研究協議会

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行うプラットフォームの普及・関係者の啓発

女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりのモデルの構築・普及 ⇒ **女性が活躍できる社会の構築**

参考資料5